

高岡市高岡駅北地区駐車場計画

令和 2 年（2020年） 2 月

高岡市

目 次

1 計画対象地区	
(1) 名称、位置及び範囲……………	1
2 路外駐車場に関する基本方針	
(1) 路外駐車場の現況……………	2
(2) 路外駐車場に関する基本方針……………	3
3 路外駐車場の適正化を図る目標年次及び目標量	
(1) 目標年次……………	4
(2) 目標量……………	4
4 路外駐車場の必要量を確保するために必要な施策	
(1) 公共と民間の役割分担……………	5
(2) 公共的駐車場に関する施策……………	5
(3) 民間駐車場に関する施策……………	6
(4) その他……………	6
5 主要な路外駐車場……………	7

※本計画は、駐車場法第4条の規定に基づく計画（駐車場整備計画）である。

1 計画対象地区

(1) 名称、位置及び範囲

平成9年の都市計画決定時に駐車場整備地区に隣接していた鉄道用地が、現在民有地となった区域（図1着色区域）を追加した次に掲げる地区を駐車施設の施策を図る地区として設定した。

名 称：高岡駅北駐車場整備地区

位 置：高岡駅北周辺

区 域：図1 参照

面 積：約 34ha

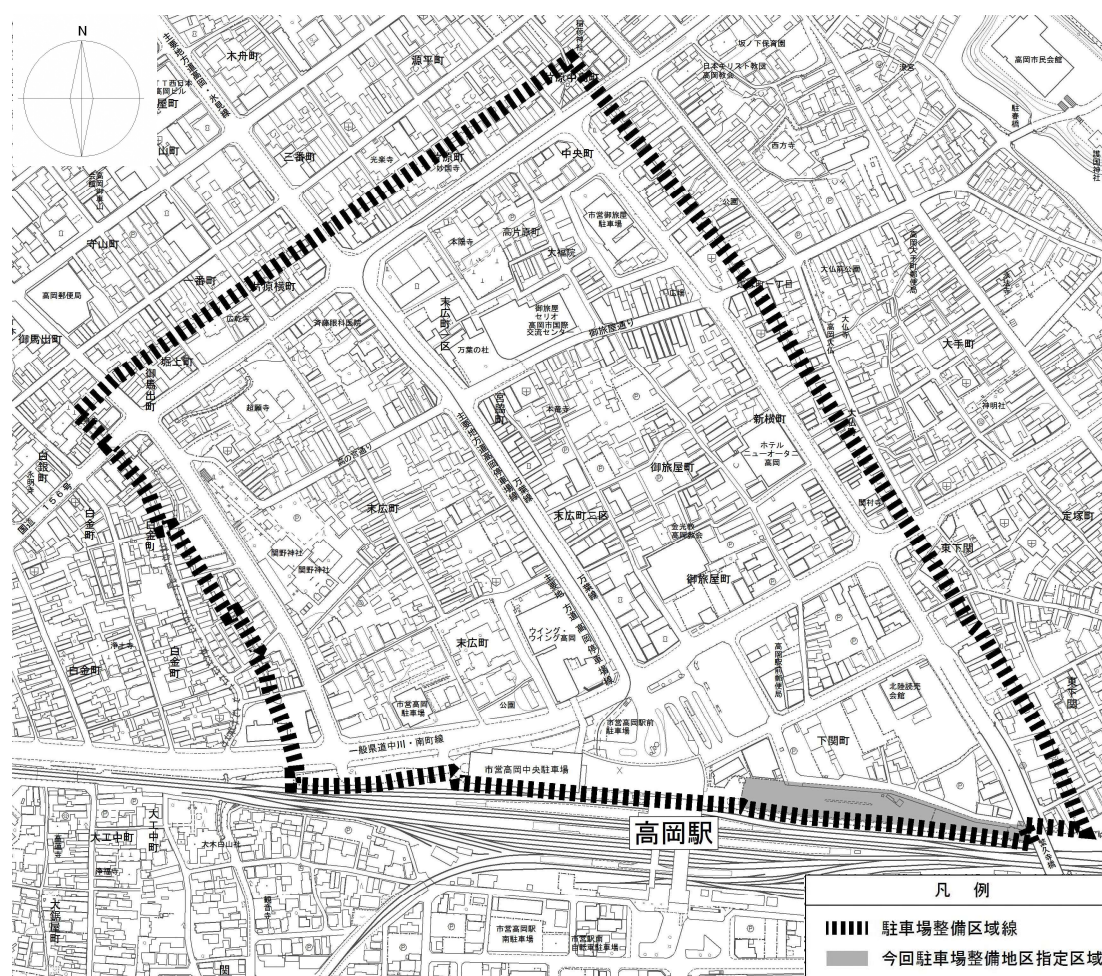


図1 高岡駅北駐車場整備地区

2 路外駐車場に関する基本方針

(1) 路外駐車場の現況

本地区には、令和元年（2019 年）6 月現在で 28 箇所、2,183 台の時間貸駐車場があり、このうち 5 箇所（1,310 台）が市営駐車場である。

駐車区画数に着目すると、平成 10 年から平成 21 年にかけては増加した一方、平成 21 年から令和元年にかけては約 2 割減少した。

表 1 時間貸駐車場の箇所数・区画数の推移

	平成 10 年 5 月時点		平成 21 年 12 月時点 (A)		令和元年 6 月時点 (B)		増加量 (B) - (A)		増減率 (B) / (A)	
	箇所数	区画数	箇所数	区画数	箇所数	区画数	箇所数	区画数	箇所数	区画数
公共	4	859	5	1,609	5	1,310	0	-299	100%	81%
民間	23	1,013	19	991	23	873	4	-118	121%	88%
合計	27	1,872	24	2,600	28	2,183	4	-417	117%	84%

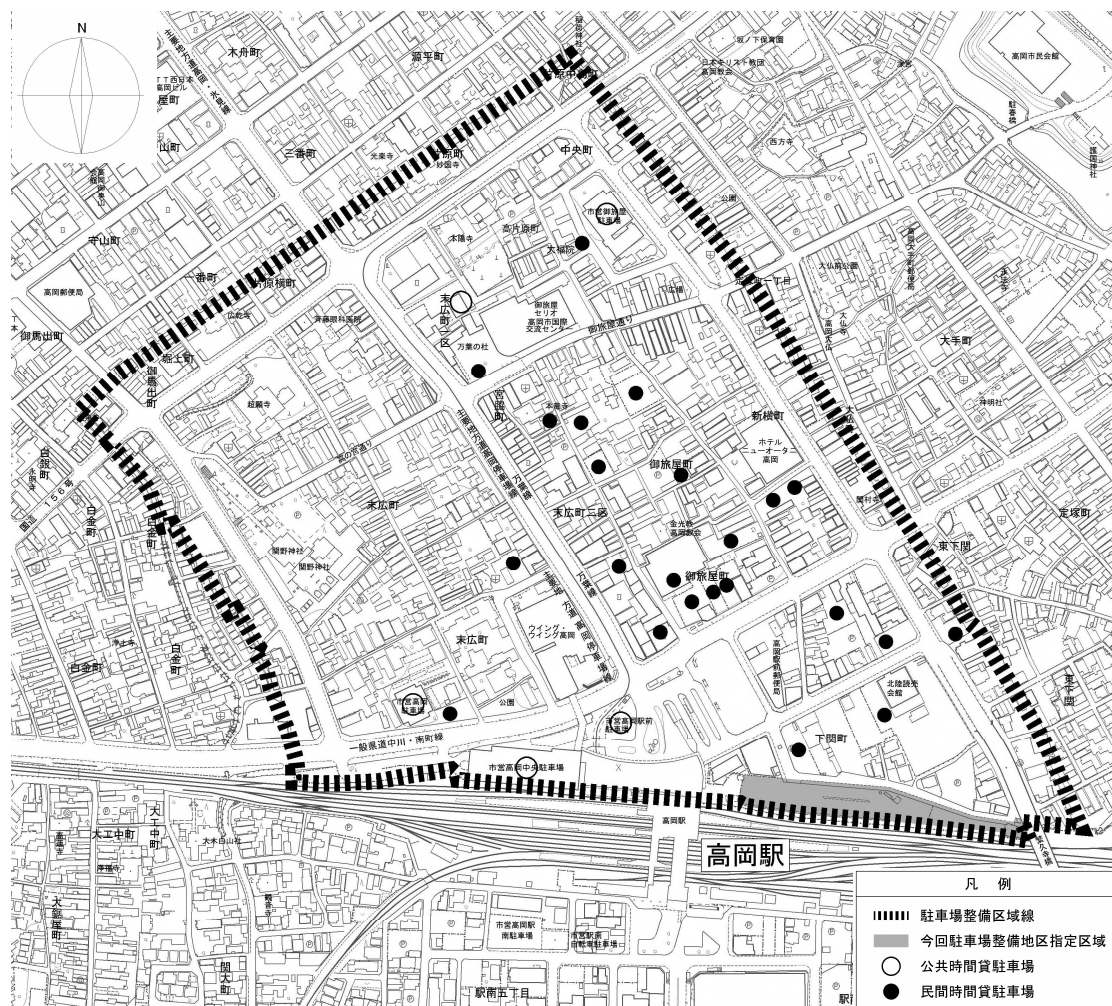


図 2 時間貸駐車場の現況

(2) 路外駐車場に関する基本方針

本市の都市計画マスタープランに基づき、将来的には自動車から徒歩や公共交通を中心に利活用するライフスタイルへのシフトを目指すこととしている。

ただし、本地区においては現状、自動車の利用率が高い状況にあり、さらに、都市活動の拠点としての中心市街地を活性化させるために、駐車施策も必要である。

このため、当面は並行して将来必要な駐車場総量の適正化を図りながら、人口減少や高齢社会の進行等、社会経済状況の変化に応じた計画的な駐車施策を推進する。

道路上に設置する路上駐車場は、交通抵抗を大きくするものであるから、本市においては、すべて路外駐車場に対応するものとして、路上駐車場を設けないものとする。

路外駐車場は、本地区の特性や駐車目的の傾向及び、駐車場がまちづくりに与える影響等を考慮して、公共と民間の適正な分担のもとに、駐車場総量の適正量を図る。

また、本地区内の細街路への自動車の進入を防止するため、幹線道路に沿った駐車場を確保することにより、歩行者の安全と快適性及び、円滑な自動車交通の確保に努める。

① 駐車場総量の適正化

本地区における将来の駐車需要に対応するために必要な量を設定し、これに基づき駐車場総量の適正化を図る。

② 既存公的ストックの有効活用

利用実態や経営マネジメントの観点を考慮し、一般公共の利用を阻害しない（誰もが利用でき、かつ路上駐車が発生しない）範囲で、既存の公的駐車場の有効活用を図る。

③ 新たなニーズへの対応

本市の都市計画マスタープランに基づき、社会経済状況の変化に応じた新たなニーズへの対応を図る。

3 路外駐車場の適正化を図る目標年次及び目標量

(1) 目標年次

本市の都市計画マスタープランの目標年次、令和 17 年（2035 年）とする。

(2) 目標量

駐車区画数（供給量）が現時点（令和元年）でピーク時駐車台数（需要量）を確保できており、さらに将来（令和 17 年）のピーク時駐車台数（需要量）も確保できると予測（推計）していることから、新たに公共的駐車場の整備を行わない。

目標量については、将来の駐車需要に対応するために必要な量とする。



4 路外駐車場の必要量を確保するために必要な施策

(1) 公共と民間の役割分担

駐車場は原則として、駐車需要を発生させる施設側で整備すべきものである。

しかし、本地区においては、商業・業務活動により発生する目的施設が特定されておらず、複数の駐車目的を持つ来街者が多いことから、中心市街地を活性化させるためにも、まちづくりの一環として、まずは公共的駐車場で対応し、公共と民間の役割分担のもとに、将来の駐車需要に対応するために必要な量の確保を目指すものとする。

また、優良な駐車場が整備されるよう、民間整備による駐車場に対して指導強化に努める。

本地区内の細街路への自動車の進入防止を主な目的に、幹線道路に沿った駐車場を確保し、安全で快適な歩行空間及び円滑な自動車交通の確保に努める。

(2) 公共的駐車場に関する施策

① 公共的駐車場総量の適正化

- ・本市の公共施設再編計画の方向性のほか施設及び設備の老朽化の状況や、将来需要推計の結果等を勘案し、公共的駐車場総量の適正化を図るため、市営高岡駐車場（170 台）を廃止する。

② パークアンドライドの促進

- ・市営高岡中央駐車場については、パークアンドライドの促進を図るため、新幹線利用者に対する駐車料金を一定期間無料とする施策や、高岡駅利用者に対する駐車料金を割引する施策を実施する。

③ まちなかの回遊性の創出

- ・市営御旅屋駐車場については、観光面での新たな需要を掘り起こすため、自家用車を駐車し、山町筋や金屋町等、まちなかを観光する際に利用していただけるよう、レンタサイクルポートを設置する。

(3) 民間駐車場に関する施策

① 附置義務条例の見直しの検討

- ・ 建築物の用途、立地条件、公共交通の利用促進等を考慮した附置義務台数の原単位の見直しや、公共交通利用促進策による附置義務台数の緩和など、実状を正確に把握したうえで、必要に応じて、見直しを慎重に検討する。

② 技術面や運営面に関する助言等

- ・ 一般公共が利用する駐車施設の整備、運営にあたっては、安全かつ適切な利用が図られるよう技術面や運営面に関しての助言等に努める。
- ・ 車椅子利用者のための駐車施設設置については、必要量の確保とともに、利便性と安全性が確保されるよう助言等に努める。

(4) その他

社会経済状況の変化に応じて、今後検討すべき主な課題として、以下が考えられる。

- ・ 富山県パーキングパーミット制度（仮称）の実施への対応
- ・ 高岡駅南北の一体的な発展の状況を踏まえた対応
- ・ 公共的（時間貸）駐車場における附置義務駐車場等としての利用対応

など

5 主要な路外駐車場

本地区における当初計画に位置付けた都市計画駐車場は、平成 10 年（1998 年）4 月から市営御旅屋駐車場、平成 14 年（2002 年）4 月から市営高岡中央駐車場がそれぞれ供用を開始した。

表 2 都市計画駐車場の諸元

駐車場名	整備主体	位置	規模	供用開始
①市営御旅屋駐車場	高岡市	御旅屋町	355 台	平成 10 年 4 月
②市営高岡中央駐車場	高岡市	下関町	751 台	平成 14 年 4 月

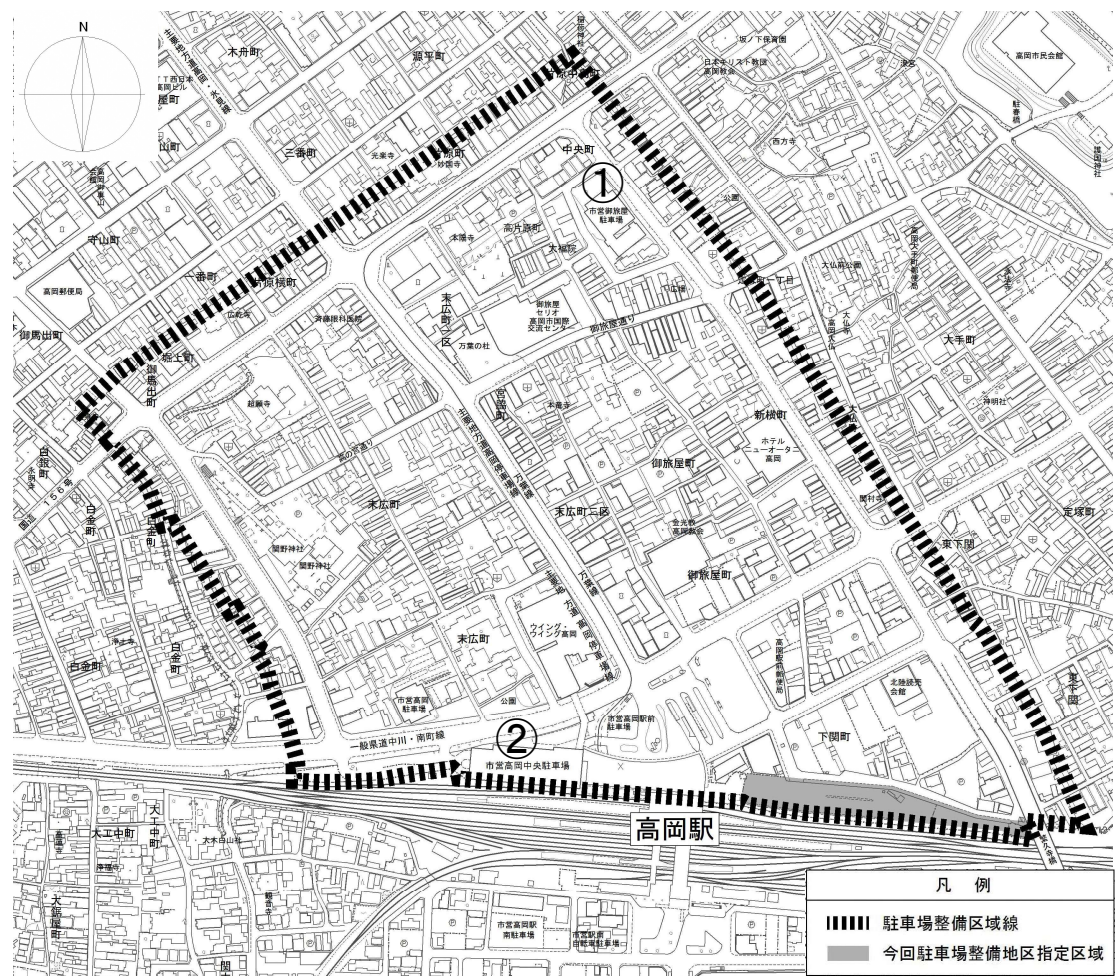


図 3 都市計画駐車場の現況

付録 本地区における駐車場に関するこれまでの経過

年月	これまでの経過
昭和43年（1968年）12月	・都市計画駐車場（高岡駅前地下駐車場）を決定
昭和44年（1969年）3月	・高岡市建築物における駐車施設に関する条例（附置義務条例）を施行
昭和47年（1972年）7月	・都市計画駐車場（高岡高の宮駐車場）を追加
昭和48年（1973年）12月	・高岡高の宮駐車場を供用開始
昭和49年（1974年）1月	・都市計画駐車場（高岡高の宮駐車場）を都市計画駐車場（高岡市営白金駐車場）に名称変更
昭和49年（1974年）3月	・高岡市建築物における駐車施設に関する条例（附置義務条例）を改正
昭和54年（1979年）12月	・都市計画駐車場（富山県営高岡駐車場）を追加
昭和55年（1980年）1月	・富山県営高岡駐車場を供用開始
平成 9年（1997年）9月	・高岡市駐車施設整備に関する基本計画を策定
平成 9年（1997年）10月	・都市計画駐車場整備地区を決定
平成 9年（1997年）10月	・高岡市高岡駅北地区駐車場整備計画を策定
平成 9年（1997年）10月	・都市計画駐車場（市営御旅屋駐車場）を追加
平成10年（1998年）4月	・市営御旅屋駐車場を供用開始
平成10年（1998年）10月	・高岡市高岡駅北地区駐車場整備計画を1回目変更
平成11年（1999年）2月	・都市計画駐車場（高岡駅前地下駐車場）を廃止 ・都市計画駐車場（高岡市営高岡中央駐車場）を追加
平成14年（2002年）4月	・市営高岡中央駐車場を供用開始
平成15年（2003年）3月	・旧福岡町都市計画マスタープランを策定
平成17年（2005年）3月	・旧高岡市都市計画マスタープランを策定
平成23年（2011年）4月	・都市計画駐車場（富山県営高岡駐車場）が富山県から高岡市に移管
平成23年（2011年）6月	・都市計画駐車場（富山県営高岡駐車場）を都市計画駐車場（高岡市営高岡駐車場）に名称変更
平成24年（2012年）3月	・高岡市高岡駅北地区駐車場整備計画を2回目変更
平成24年（2012年）8月	・都市計画駐車場（高岡市営白金駐車場）を廃止
平成30年（2018年）12月	・高岡市都市計画マスタープランを策定
令和 2年（2020年）2月	・都市計画駐車場（高岡市営高岡駐車場）を廃止 ・都市計画駐車場整備地区を変更 ・高岡市高岡駅北地区駐車場計画を3回目変更

高岡市高岡駅北地区駐車場計画

令和2年2月

高岡市都市創造部都市計画

住所：〒933-8601

高岡市広小路7番50号

電話：0766-20-1404（直通）